

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	隣地境界線から壁面線又は壁面の位置の制限がある建築物の建ぺい率の許可	
根拠法令・条項	建築基準法第53条第4項	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	当該許可については、平成14年4月1日付施行「建築基準法第53条第4項の規定による堺市建ぺい率許可基準」を本市の審査基準として定め、審査を行う。	
標準処理期間	標準処理期間 標準処理期間を設定できない理由	許可については60日を原則とする。